

## イクちゃんネット広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人ひろしまこども夢財団（以下「財団」という。）が公開・管理するホームページ、携帯サイト及びスマートフォンサイト（名称「イクちゃんネット」）への広告掲載を適正に行うため、公益財団法人ひろしまこども夢財団イクちゃんネット広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置及び枠数並びに掲載順序)

第2条 要綱第3条の規定による広告を掲載するイクちゃんネットのホームページ、携帯サイト並びにスマートフォンサイト別の位置及び枠数は、原則として次表のとおりとする。

番号	広告の掲載位置	媒体別の広告の枠数		
		ホームページ	携帯サイト	スマートフォン
1番	「イクちゃんネット」のうち2番を除く全てのページの財団が指定する広告枠	最大5枠	最大3枠	最大3枠
2番	「子育て応援イクちゃんサービス（子育てにうれしいお店）」の関連ページの財団が指定する広告枠	最大5枠	最大3枠	最大3枠

2 広告の掲載順序は、要綱第8条の規定による広告掲載の決定の順とし、広告枠の上から順番に掲載する。

(広告の種類)

第3条 要綱第5条第1項第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 要綱第5条第1項第2号の規定による広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

媒体	ホームページ	携帯サイト	スマートフォンサイト
大きさ	1番(縦:70ピクセル ×横:192ピクセル) 2番(縦:71ピクセル ×横:250ピクセル)	1番, 2番いずれも 縦: 53ピクセル 横: 193ピクセル	1番, 2番いずれも 縦: 50ピクセル 横: 300ピクセル
形式	JPEG又はGIF (静止画のみ)	JPEG (静止画のみ)	JPEG (静止画のみ)
データ容量	10キロバイト以下	4キロバイト以下	20キロバイト以下

(広告の禁止表現)

第5条 要綱第5条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの  
(例) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

(2) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス, 下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(3) 財団及び広島県の情報と錯誤するおそれのある表現, 画像の使用

(例) 「夢財団〇〇情報」若しくは「広島県△△情報」と表示, 「広島県の子ども元気いっぱいキャラクター イクちゃん」の文言・画像の使用等

(4) その他広告の表現として適切でないと認められるもの

(広告の制限事項)

第6条 要綱第5条第1項第4号の規定による広告の制限事項として, 広告の表現, 配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は, その内容を制限することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか, 広告の取扱いについて必要な事項は, 財団が別に定める。

附 則

この要領は, 平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は, 公益財団法人ひろしまこども夢財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要領は, 平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要領は, 平成28年4月1日から施行する。